

山根祥利先生を偲んで

法務研究科長 小早川 光 郎

山根先生は、2017年8月22日に亡くなられました。享年73歳でした。体格のよかった山根先生がお痩せになったと皆が心配し始めたのは、その前年の半ば頃であったかと思います。2017年度になっても先生はそれまでと同様に授業を担当され、教授会にも変わらず出席され、法科大学院の学生募集停止後に教員が何をなすべきかを、その発言と行動において、弛まず示し続けておられました。しかし、先生ご自身はお体の状態についてかなりはっきりと認識しておられたのでしょう、前期授業終了後の7月末ごろにたまたま用事で電話をおかけした際に、どうも体の具合がよくないので後期の法曹倫理の授業を信頼できる人に代わってもらうよう手配しているところですよ、と言われました。そこで、先生が手配して下さったとおりに授業計画の編成を進めているうちに、訃報が伝えられました。電話でのあの会話が、先生との最後の会話になってしまいました。

山根先生は1944年のお生まれで、1966年に成蹊大学政治経済学部を卒業されました。卒業後、法曹を志し、1975年に司法試験に合格して司法修習開始（政治経済学部出身者で3人目）、1978年に弁護士となり、以来、生涯を通じ弁護士として活動されました。その間、弁護士会の関係でも種々の職責を担当されたほか、司法研修所刑事弁護教官を3年間お務めになりました。その一方で、山根先生は、成蹊OBとして、成蹊会等の活動にも熱心に取り組みされました。とりわけ、成蹊出身の法曹で組織する成蹊法曹会の世話役をずっと務めておられました。

法科大学院の開設にあたって、そのような山根先生に大きな期待が向けられ、先生がそれに応えて法科大学院の一員となられたことは、あとから

山根祥利先生を偲んで

見るといえば当然のなりゆきともみえますが、先生ご自身にとっては、それは、相当に重いご決断であったかと思われまます。以後、先生は、弁護士としての業務に精励しつつ、法科大学院の実務系教育の体制づくりの中心となり、開設後は、刑事訴訟法や法曹倫理等の科目の担当者として学生の教育に当たり、法科大学院の教育実践を教員全体の先頭に立って牽引してこられました。なお、業績リストにあるとおり、先生は成蹊法学に多くの論稿を寄せておられますが、それらは、先生が弁護士としてのお仕事と法曹倫理等の授業とを密接に関連付けることで法科大学院教育の内容を充実したものにしようと心を砕いておられたことを、あらためて実感させるものです。

先生は、また、教授会やFD会議等では、法科大学院の運営の現状や方針についてしばしば辛口の発言をされ、執行部にとって最も気を抜けない、厳しい引締め役であられました。しかしそれと同時に、包容力に富み、ご職業柄当然ではありますが交渉力にも長けた方でした。

法科大学院における山根先生の存在感は、その他いろいろなところで発揮されていました。すぐ思いつくのは、ここ数年前まで毎年行われていた新入生合宿です。新入生と教員・チューターが、箱根寮に一泊してこれからの学修の心構えや方法について語り合うというこの行事に関し、その実施の中心になっておられたのは、山根先生でした。合宿先での学生との語り合いだけでなく、往復のバスの車中、先生ご持参のCDに合わせて皆で成蹊校歌を歌う（歌わせられる）ことも、恒例となっていました。今は懐かしい、大切な思い出です。

山根先生は、心底から成蹊を愛し、成蹊法科大学院とその学生を愛しておられました。2015年秋以降、募集停止の方向へと事態が動いていくなかで、山根先生はそれを食い止めようとしてさまざまな努力を惜しまれませんでした。募集停止の決定を、法科大学院教員の中でもいちばん辛い気持ちで受け止めたのは山根先生だったのではないのでしょうか。そして、先生にとって、募集停止後の事態の推移を見届けずにこの世を去られるのはさぞ心残りなことであつたろうと推察されます。しかし、そうではあるとしても、2004年の開設以来、約150名に上る司法試験合格者をはじめと

して各界で活躍する人々を多数送り出してきた成蹊法科大学院の活動は、すべて先生の存在なしにはありえなかったものであり、かつ、その成果は成蹊大学の今後を活かされていくべきものであることを、私たちは確信しています。

ご逝去からやや月日が経ちましたが、ここに成蹊法学 90 号が山根・東両先生の追悼号として刊行されるに当たって、山根先生のお人柄を偲び、成蹊法科大学院のため、成蹊大学のため、先生が果たされたご貢献に、感謝申し上げます。